

北本市の

部活動の在り方に関する方針

～共に学び 未来を拓く 北本の教育の実現を目指して～

平成31年4月

北本市教育委員会

目 次

北本市の部活動の在り方に関する方針策定の趣旨	1
1 適切な運営のための体制整備	3
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	3
3 適切な休養日等の設定	4
おわりに	5

北本市の部活動の在り方に関する方針策定の趣旨

- (1) 学校の部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある生徒が自主的、自発的に参加し、各部の責任者（以下、「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として教育課程と関連付けて実施され、本市のスポーツ振興等を大きく支えてきた。
また、異年齢交流の中で生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ることや学習意欲の向上、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きい。
- (2) 社会・経済の変化等に伴い教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、それに伴い生徒の教育環境も大きく変化し、学校や教員だけでは解決することができない課題（少子化・教員の長時間労働等）も増えている。
また、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動による授業への影響やスポーツ障害の懸念など、様々な課題も指摘されている。
- (3) 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）及び「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（平成30年7月埼玉県）に則り、「北本市の部活動の在り方に関する方針」（以下「市方針」という。）を策定した。なお、市方針では、運動部に加え文化部も対象とした部活動全体の方針としている。
- (4) 市方針では、生徒にとって望ましいスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指している。
- (5) 中学校学習指導要領解説総則編（平成29年7月）第3章第5節1の②（抜粋）では、以下のように規定している。

特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を

図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、

これらを踏まえ、生徒が生涯にわたって運動に親しむ、豊かなスポーツライフや望ましい文化及び科学等の活動の実現を目指し、それらに必要な資質・能力を育む基盤として部活動を持続可能なものとするため、市方針の策定を行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定と公表

ア 校長は市教育委員会が策定した方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記ア、イの活動方針及び活動計画等を公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、学校教育法施行規則に規定される部活動指導員（以下、部活動指導員）、北本市部活動外部指導者（以下、外部指導者）の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効果的・効率的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員、外部指導者の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ及び文化的活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員、外部指導者（以下、部活動顧問等）は、部活動の実施に当たり、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）及び「運動部活動指導資料（三訂版）」（平成29年3月埼玉県教育委員会）に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害、外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

先輩、後輩等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止することが必要である。

イ 部活動顧問等は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得る為に休養を適切にとることが必要であることや過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うよう努めるものとする。

ウ 部活動顧問等は、専門的な知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うよう努めるものとする。

エ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うよう努めるものとする。

(2) 部活動用指導手引等の活用

部活動顧問等は、県教育委員会が作成する指導手引や「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体が作成する指導手引等を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動時間の基準

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究(※)も踏まえ、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日以上、土曜日及び日曜日(以下、週末)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で週末両日活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。大会・コンクール等の当日から4週間前の期間については、校長の承認により、上記の限りではない。)

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、一定程度長期の休養期間(5日間程度)を設ける。

ウ 生徒の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期末の週末を含む）は長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うよう努めるものとする。

エ 「ふれあいデー」は原則休養日とし、教員や生徒が心身ともにリフレッシュできるようにする。

オ 中間・学期末試験前の一定期間は原則休養日とし、生徒が学習時間を確保できるように配慮する。

カ 校長は、1（1）アに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）を踏まえるとともに、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（平成30年7月埼玉県）及び「市方針」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

※ 研究（スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間について）等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）

（2）大会・コンクール等の見直し

校長及び部活動顧問は、参加する大会・コンクール等について、以下の点に留意し、見直しを行う。

ア 校長は、生徒の教育的意義、生徒や部活動顧問等、保護者の負担等が過度としないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

イ 部活動顧問は、シーズン期とシーズン期以外の活動が、メリハリのついた活動となるよう、参加する大会・コンクール等を精選し、年間活動計画に参加する大会等を位置付ける。

おわりに

市教育委員会では、市方針を策定し、各中学校において校長の指導の下、安全かつ適正で、持続可能な運営体制の下で部活動の推進を図るものとする。

また、部活動顧問の負担軽減を踏まえ、生徒のスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を構築することができるよう、今後も市方針に基づく部活動の取組について、各部活動の実態に合わせた決まりを示し、定期的にフォローアップを行っていく。